

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の

上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち出入国管理及び難民認定法第六十七条の改正規定のうち同条第三項中「法務大臣は、」を削り、「」が」を」のうち、「」に、「であるとき」を「について」に改め、「ことができる」を削る。